

報道関係者各位

令和5年12月22日（金）

【照会先】

山口労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 白井 徹

地方障害者雇用担当官 木村 康博

電話（083）995－0383

## 雇用障害者数、実雇用率ともに増加

雇用障害者数 **4,827.5人**（前年比 **3.12%増**）

実雇用率 **2.77%**（前年比 **0.09ポイント上昇**）

### ～令和5年6月1日現在の障害者雇用状況の集計結果～

山口労働局（局長 なだ ゆたか 名田 裕）では、民間企業や公的機関における、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対して、常用労働者の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、雇用義務のある事業主に報告を求め、それを集計したものです。

今後とも、法定雇用率達成に向けた指導を行うとともに、障害者雇用の拡大や職場定着のための指導、支援を関係機関と連携して実施してまいります。

### 【集計結果の主なポイント】

#### 1 民間企業（法定雇用率2.3%） ※（ ）は前年の値

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
  - ・ 雇用障害者数 4,827.5人（4,681.5人）、前年比3.12%増
  - ・ 実雇用率 2.77%（2.68%）、前年比0.09ポイント上昇
  - ・ 法定雇用率達成企業の割合は58.5%（56.6%）、前年比1.9ポイント上昇

#### 2 公的機関（法定雇用率2.6%、都道府県などの教育委員会は2.5%）

- ・ 山口県：雇用障害者数 126.0人（121.0人）、実雇用率 2.86%（2.73%）
- ・ 山口県教育委員会：雇用障害者数 213.0人（199.0人）、実雇用率 2.51%（2.31%）
- ・ 市町等：雇用障害者数 476.0人（479.0人）、実雇用率 2.71%（2.74%）

#### 3 地方独立行政法人など（法定雇用率2.6%）

- ・ 雇用障害者数 50.5人（43.5人）、実雇用率 2.69%（2.39%）

# 障害者雇用状況報告の集計結果の概要

## 1 民間企業における雇用状況

実雇用率は2.77%【表1】

- 民間企業（県内に本社を有する常用労働者数43.5人以上規模の企業：961社）に雇用されている障害者数は、4,827.5人で前年より146.0人増加した。
- 実雇用率は、2.77%で前年より0.09ポイント上昇した。
- 法定雇用率達成企業の割合は、58.5%で前年より1.9ポイント上昇した。

企業規模別の実雇用率はすべての企業規模で上昇【表2】

- 前年と比較した実雇用率の上昇は以下のとおり。
  - ・ 43.5人～99.5人規模企業（2.25%→2.32%）
  - ・ 100人～299.5人規模企業（2.20%→2.33%）
  - ・ 300人～499.5人規模企業（2.20%→2.24%）
  - ・ 500人～999.5人規模企業（2.27%→2.38%）
  - ・ 1000人以上規模企業（3.60%→3.64%）

産業別の実雇用率はすべての産業で上昇【表3】

- 前年と比較した実雇用率の上昇は以下のとおり。
  - ・ 建設業（1.85%→2.08%）
  - ・ 製造業（2.41%→2.50%）
  - ・ 運輸業、情報通信業（2.04%→2.05%）
  - ・ 卸売・小売業（1.88%→1.90%）
  - ・ 金融・保険業、不動産業（2.01%→2.03%）
  - ・ 飲食・宿泊業（2.26%→2.49%）
  - ・ 医療・福祉業（2.61%→2.75%）
  - ・ 教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（3.74%→3.77%）
  - ・ その他（1.83%→1.90%）

## 2 山口県の各機関の状況

山口県の機関は、すべての機関が法定雇用率を達成【表 4、表 5、表 6、表 7】

- 山口県知事部局に在職している障害者数は 112.0 人で前年より 8.0 人増加、実雇用率は 2.91%で前年より 0.21 ポイント増加した。
- 山口県議会事務局に在職している障害者数は 1.0 人で前年と増減なし、実雇用率は 2.17%で前年と同値であった。
- 山口県警察本部に在職している障害者数は 13.0 人で前年より 3.0 人減少、実雇用率は 2.50%で 0.53 ポイント低下した。
- 山口県教育委員会に在職している障害者数は 213.0 人で前年より 14.0 人増加、実雇用率は 2.51%で前年より 0.20 ポイント増加した。

## 3 市町の各機関の状況

山口県内の市町の機関は、27 機関中 22 機関(※)が法定雇用率を達成【表 8、9】

- 市町の機関に在職している障害者数は 476.0 人で前年より 3.0 人減少、実雇用率は 2.71%で前年より 0.03 ポイント低下した。

※周防大島町教育委員会は、令和 5 年 6 月 1 日時点において、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が 38.5 人以上となったことから、障害者の雇用の促進等に関する法律第 38 条に基づく障害者の雇用義務が新たに発生している。

## 4 地方独立行政法人等の状況

山口県内の地方独立行政法人等は、7 法人中 6 法人(※)が法定雇用率を達成【表 10、表 11】

- 地方独立行政法人等に雇用されている障害者数は 50.5 人で前年より 7.0 人増加、実雇用率は 2.69%で前年より 0.30 ポイント増加した。

# 1 民間企業における雇用状況

表1 民間企業における障害者雇用状況

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

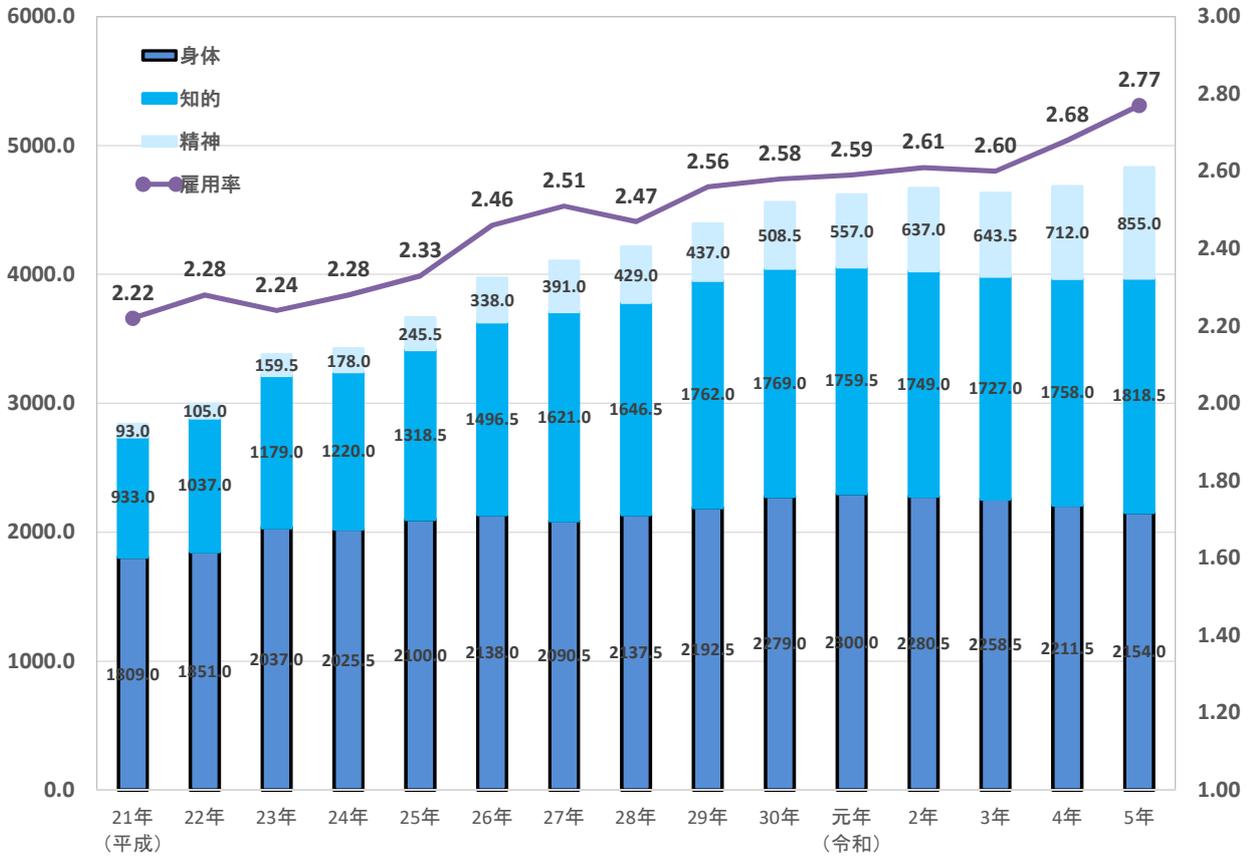
法定雇用率 (%)	①常用労働者数 (人)	②雇用状況 障害者数(人)			③実雇用率 (%) ウ÷①×100	④法定雇用率 達成企業の数 ／企業数	⑤達成企業 の割合(%)
		ア. 重度	イ. 重度以外	ウ. 計ア×2+イ			
2.3	174,581.5	767.0	3,293.5	4,827.5	2.77	562 / 961	58.5
2.3	174,434.0	775.0	3,131.5	4,681.5	2.68	546 / 965	56.6

(注)

- 1 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を常用労働者総数に乗じて得た数)を除いた法定雇用障害者数の基礎となる労働者数である。
- 2 「重度」には短時間労働者の数は含まれていない。「重度以外」には重度障害者である短時間労働者の数が含まれている。
- 3 障害者数とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。「重度」(重度身体障害者及び重度知的障害者)については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行っている。重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者、重度知的障害者である短時間労働者、精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしてカウントを行っている。ただし、精神障害者である短時間労働者のうち、令和4年については、雇入れから3年以内または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内かつ令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者を、令和5年については要件を緩和し、その1人をもって1人としてカウントを行っている。

# グラフ

## 民間企業における障害者の雇用状況



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年以降  
 平成22年まで  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 精神障害者である短時間労働者  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

平成23年以降  
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）  
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）  
 重度身体障害者である短時間労働者  
 重度知的障害者である短時間労働者  
 精神障害者  
 身体障害者である短時間労働者  
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 知的障害者である短時間労働者  
 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）  
 精神障害者である短時間労働者（※）  
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントを行っている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
  - ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- なお、令和5年4月からは、要件を緩和し、その1人をもって1人分とカウントを行っている。

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年以降は2.3%となっている。

表2 民間企業における規模別障害者雇用状況

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

	①常用労働者数 (人)	②雇用状況 障害者数(人)			③実雇用率 (%) ウ÷①×100	④法定雇用率達 成企業の数/企 業数	⑤達成企業 の割合(%)
		ア. 重度	イ. 重度以外	ウ. 計ア×2+イ			
43.5～99.5	<b>35,034.5</b>	<b>119.0</b>	<b>574.5</b>	<b>812.5</b>	<b>2.32</b>	<b>313 / 548</b>	<b>57.1</b>
	34,658.0	132.0	515.5	779.5	2.25	310 / 544	57.0
100～299.5	<b>47,630.0</b>	<b>184.0</b>	<b>743.0</b>	<b>1,111.0</b>	<b>2.33</b>	<b>198 / 319</b>	<b>62.1</b>
	48,432.5	167.0	733.5	1,067.5	2.20	188 / 326	57.7
300～499.5	<b>18,288.0</b>	<b>58.0</b>	<b>294.5</b>	<b>410.5</b>	<b>2.24</b>	<b>27 / 54</b>	<b>50.0</b>
	18,642.0	63.0	285.0	411.0	2.20	26 / 55	47.3
500～999.5	<b>14,595.0</b>	<b>51.0</b>	<b>245.5</b>	<b>347.5</b>	<b>2.38</b>	<b>13 / 25</b>	<b>52.0</b>
	14,321.5	53.0	218.5	324.5	2.27	12 / 25	48.0
1,000以上	<b>59,034.0</b>	<b>355.0</b>	<b>1,436.0</b>	<b>2,146.0</b>	<b>3.64</b>	<b>11 / 15</b>	<b>73.3</b>
	58,380.0	360.0	1,379.0	2,099.0	3.60	10 / 15	66.7
計	<b>174,581.5</b>	<b>767.0</b>	<b>3,293.5</b>	<b>4,827.5</b>	<b>2.77</b>	<b>562 / 961</b>	<b>58.5</b>
	174,434.0	775.0	3,131.5	4,681.5	2.68	546 / 965	56.6

(注)表1の注1～3と同じ。

表3 民間企業における産業別障害者雇用状況

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

	①常用労働者数 (人)	②雇用状況 障害者数(人)			③実雇用率 (%) ウ÷①×100	④法定雇用率達 成企業の数/企 業数	⑤達成企業 の割合(%)
		ア. 重度	イ. 重度以外	ウ. 計ア×2+イ			
建設業	<b>5,009.0</b>	<b>27.0</b>	<b>50.0</b>	<b>104.0</b>	<b>2.08</b>	<b>36 / 53</b>	<b>67.9</b>
	4,434.5	22.0	38.0	82.0	1.85	27 / 49	55.1
製造業	<b>44,164.5</b>	<b>208.0</b>	<b>690.0</b>	<b>1,106.0</b>	<b>2.50</b>	<b>143 / 230</b>	<b>62.2</b>
	44,146.5	203.0	659.0	1,065.0	2.41	138 / 231	59.7
運輸業、 情報通信業	<b>10,356.5</b>	<b>42.0</b>	<b>128.5</b>	<b>212.5</b>	<b>2.05</b>	<b>52 / 93</b>	<b>55.9</b>
	10,474.0	47.0	120.0	214.0	2.04	53 / 97	54.6
卸売・小売業	<b>18,644.5</b>	<b>42.0</b>	<b>271.0</b>	<b>355.0</b>	<b>1.90</b>	<b>64 / 133</b>	<b>48.1</b>
	19,205.0	48.0	265.5	361.5	1.88	62 / 133	46.6
金融・保険業、 不動産業	<b>7,696.5</b>	<b>40.0</b>	<b>76.5</b>	<b>156.5</b>	<b>2.03</b>	<b>7 / 19</b>	<b>36.8</b>
	8,023.0	42.0	77.5	161.5	2.01	8 / 22	36.4
飲食・宿泊業	<b>2,732.0</b>	<b>7.0</b>	<b>54.0</b>	<b>68.0</b>	<b>2.49</b>	<b>20 / 33</b>	<b>60.6</b>
	2,830.5	6.0	52.0	64.0	2.26	18 / 34	52.9
医療・福祉業	<b>38,542.0</b>	<b>131.0</b>	<b>799.5</b>	<b>1,061.5</b>	<b>2.75</b>	<b>179 / 267</b>	<b>67.0</b>
	38,554.5	138.0	731.5	1,007.5	2.61	176 / 269	65.4
教育・学習支援業、 複合サービス事業、 サービス業	<b>46,252.0</b>	<b>263.0</b>	<b>1,215.5</b>	<b>1,741.5</b>	<b>3.77</b>	<b>57 / 123</b>	<b>46.3</b>
	45,592.0	263.0	1,178.5	1,704.5	3.74	59 / 120	49.2
その他	<b>1,184.5</b>	<b>7.0</b>	<b>8.5</b>	<b>22.5</b>	<b>1.90</b>	<b>4 / 10</b>	<b>40.0</b>
	1,174.0	6.0	9.5	21.5	1.83	5 / 10	50.0
計	<b>174,581.5</b>	<b>767.0</b>	<b>3,293.5</b>	<b>4,827.5</b>	<b>2.77</b>	<b>562 / 961</b>	<b>58.5</b>
	174,434.0	775.0	3,131.5	4,681.5	2.68	546 / 965	56.6

(注)1 表1の注1~3と同じ。

2 その他とは、農・林業、漁業、鉱・採石・砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業をいう。

## 2 山口県の各機関の状況

### (1) 山口県知事部局の状況(法定雇用率2.6%)

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

表4

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	山口県	3,844.5	112.0	2.91	
	3,856.0	104.0	2.70	0.0	

(注)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員、重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員、精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。  
また、平成30年4月1日から精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内かつ、令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者について、令和5年4月からは要件を緩和し、その1人をもって1人分としてカウントを行っている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 山口県は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
山口県	山口県企業局

### (2) 山口県議会事務局の状況(法定雇用率2.6%)

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

表5

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	山口県議会事務局	46.0	1.0	2.17	
	46.0	1.0	2.17	0.0	

(注) 表4の注1～注3と同じ。

### (3) 山口県警察の状況(法定雇用率2.6%)

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

表6

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	山口県警察本部	519.0	13.0	2.50	
	528.0	16.0	3.03	0.0	

(注) 表4の注1～注3と同じ。

### (4) 山口県教育委員会の状況(法定雇用率2.5%)

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

表7

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	山口県教育委員会	8,482.5	213.0	2.51	
	8,612.0	199.0	2.31	16.0	

(注) 表4の注1～注3と同じ。

### 3 市町の各機関の状況

(1) 山口県内の市町の機関全体の状況(法定雇用率2.6%)

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

表8

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	⑤法定雇用率達成機関の数/機関数	⑥達成割合
市町の機関	17,559.5	476.0	2.71	9.5	22/27	81.5
	17,468.0	479.0	2.74	2.0	24/26	92.3

(注) 表4の注1～注3と同じ。

(2) 市町の各機関の状況(法定雇用率2.6%)

表9

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
<b>市町等合計</b>	<b>17,559.5</b>	<b>476.0</b>	<b>2.71</b>	<b>9.5</b>	
<b>市町合計</b>	<b>16,367.0</b>	<b>449.0</b>	<b>2.74</b>	<b>5.0</b>	
下関市	3,248.0	95.0	2.92	0.0	(注2)特例認定あり
宇部市	1,649.5	44.0	2.67	0.0	(注2)特例認定あり
山口市	2,211.5	58.0	2.62	0.0	(注2)特例認定あり
萩市	915.5	23.5	2.57	0.0	(注2)特例認定あり
周南市	1,632.5	46.0	2.82	0.0	(注2)特例認定あり
防府市	950.0	33.0	3.47	0.0	(注2)特例認定あり
下松市	449.5	13.0	2.89	0.0	(注2)特例認定あり
岩国市	1,623.5	40.5	2.49	1.5	(注2)特例認定あり (注4)
山陽小野田市	741.5	17.0	2.29	2.0	(注2)特例認定あり (注5)
光市	550.0	16.0	2.91	0.0	(注2)特例認定あり
長門市	606.5	17.5	2.89	0.0	(注2)特例認定あり
柳井市	336.0	10.0	2.98	0.0	
美祢市	726.0	19.0	2.62	0.0	(注2)特例認定あり
周防大島町	211.0	6.0	2.84	0.0	
和木町	51.5	1.0	1.94	0.0	
上関町	91.5	0.5	0.55	1.5	(注6)
田布施町	192.5	5.0	2.60	0.0	(注2)特例認定あり
平生町	111.5	3.0	2.69	0.0	
阿武町	69.0	1.0	1.45	0.0	
<b>公営企業合計</b>	<b>1,192.5</b>	<b>27.0</b>	<b>2.26</b>	<b>4.5</b>	
岩国市水道局	108.0	2.0	1.85	0.0	
山陽小野田市水道局	64.0	2.0	3.13	0.0	
山陽小野田市病院局	175.0	7.0	4.00	0.0	
周防大島町病院事業局	257.5	6.5	2.52	0.0	
光市病院局	394.5	6.5	1.65	3.5	(注7)
萩市民病院	108.0	2.0	1.85	0.0	
柳井市教育委員会	41.0	1.0	2.44	0.0	
周防大島町教育委員会	44.5	0.0	0.00	1.0	(注3) (注8)

(注)

- 1 表4の注1～注3と同じ。
- 2 下記の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(市町長部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)					
下関市	下関市教育委員会	下関市上下水道局	下関市ボートレース企業局			
宇部市	宇部市教育委員会	宇部市上下水道局				
山口市	山口市教育委員会	山口市上下水道局				
萩市	萩市教育委員会	萩市上下水道局	萩市議会	萩市選挙管理委員会	萩市監査委員	萩市農業委員会
周南市	周南市教育委員会	周南市上下水道局	周南市ボートレース事業局			
防府市	防府市教育委員会	防府市上下水道局				
下松市	下松市教育委員会	下松市監査委員事務局				
岩国市	岩国市教育委員会					
山陽小野田市	山陽小野田市教育委員会					
光市	光市教育委員会					
長門市	長門市教育委員会	長門市上下水道局				
美祢市	美祢市教育委員会	美祢市病院事業局	美祢市上下水道局			
田布施町	田布施町教育委員会					

- 3 周防大島町教育委員会は、令和5年6月1日時点において、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が38.5人以上となったことから、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の雇用義務が新たに発生している。
- 4 岩国市は、令和5年8月22日時点で、算定の基礎となる職員数1615.5人、障害者の数42.5人、実雇用率2.63%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。
- 5 山陽小野田市は、令和5年12月1日時点で、算定の基礎となる職員数745.5人、障害者の数19.0人、実雇用率2.55%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。
- 6 上関町は、令和5年12月1日時点で、算定の基礎となる職員数89.5人、障害者の数2.0人、実雇用率2.23%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。
- 7 光市病院局は、令和5年11月1日時点で、算定の基礎となる職員数389.0人、障害者の数10.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。
- 8 周防大島町教育委員会は、令和5年12月1日時点で、算定の基礎となる職員数44.5人、障害者の数1.0人、実雇用率2.25%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。

## 4 地方独立行政法人等の状況

(1) 山口県内の地方独立行政法人等の状況(法定雇用率2.6%)

上段(令和5年6月1日現在)

下段(令和4年6月1日現在)

表10

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 法定雇用率達成機関の数/機関数	⑥ 達成割合
地方独立行政法人等合計	1,879.0	50.5	2.69	1.0	6/7	85.7
	1,821.0	43.5	2.39	3.0	6/7	85.7

(2) 各地方独立行政法人の状況(法定雇用率2.6%)

表11

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人合計	1,879.0	50.5	2.69	1.0	
公立大学法人 山口県立大学	122.5	4.5	3.67	0.0	
公立大学法人 下関市立大学	84.0	1.0	1.19	1.0	(注3)
公立大学法人 山陽小野田市立 山口東京理科大学	128.0	5.0	3.91	0.0	
地方独立行政法人 下関市立市民病院	462.5	12.0	2.59	0.0	
地方独立行政法人 山口県立病院機構	939.0	25.0	2.66	0.0	
地方独立行政法人 山口県産業技術センター	70.0	1.0	1.43	0.0	
公立大学法人周南公立大学	73.0	2.0	2.74	0.0	

(注)

- 表4の(注1)～(注3)と同じ。
- 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。
- 公立大学法人下関市立大学は、令和5年12月1日時点で、算定の基礎となる職員数85.0人、障害者の数2.0人、実雇用率2.35%、不足数0.0人となり、法定雇用率を達成した。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2. 3%
  - (43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2. 6%
  - 〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6%
- (38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5%
- (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

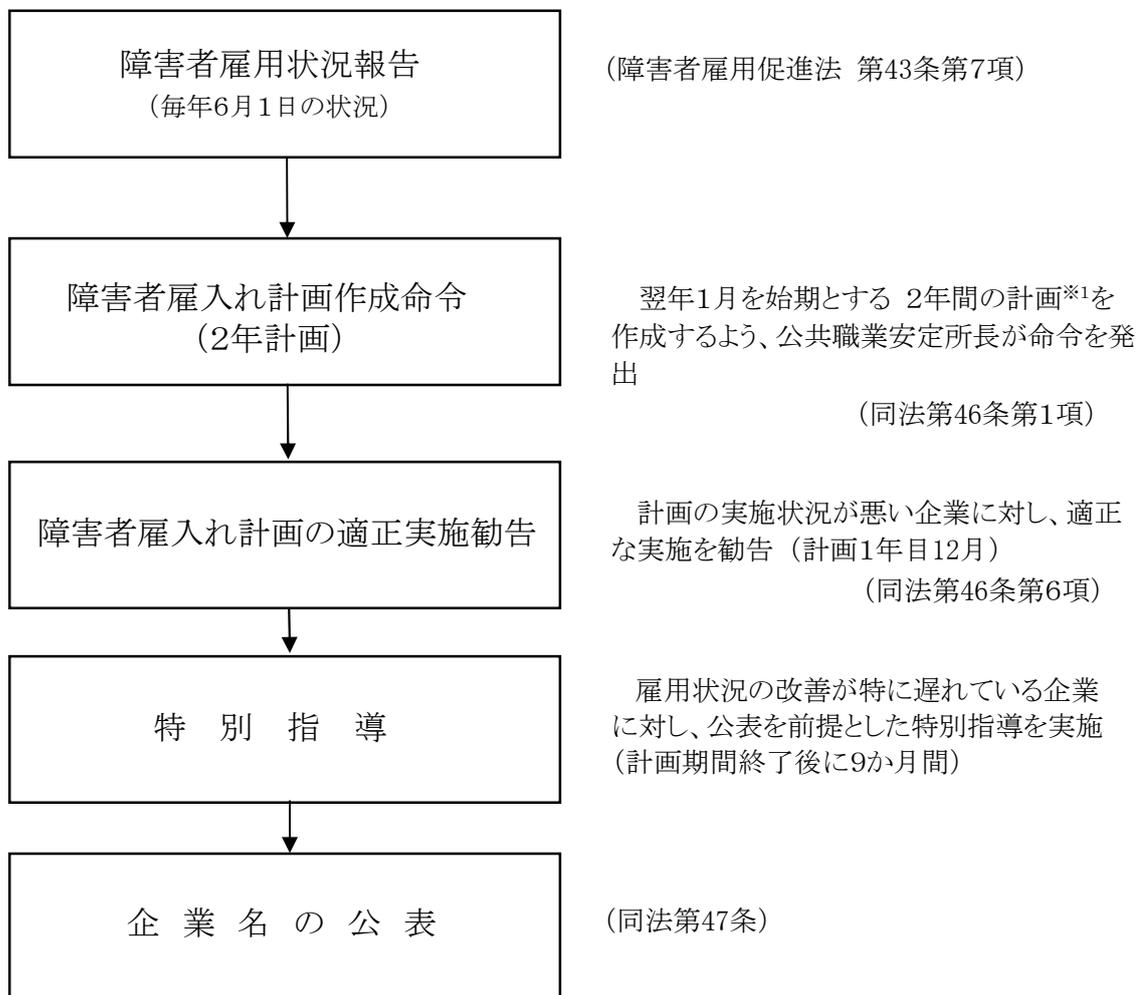
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。